

## 令和5年度 年間事業実施計画書

都市公園名	新潟県立植物園
-------	---------

指定管理者名	国際総合学園・都市緑花センターグループ (指定管理期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日)
所在地	新潟市中央区長潟570番地
電話番号	025-257-8711
ファックス番号	025-257-8766

## 事業実施計画書（目次）

### 1 管理運営方針

### 2 利用促進やサービス向上及び調査研究

- (1) 環境への配慮
- (2) 県内産業振興や雇用への配慮
- (3) 事業評価業務
- (4) 利用促進業務
- (5) 供用日・供用時間及び利用案内業務
- (6) 利用料金の徴収等業務、有料公園施設の運営業務、行為許可業務
- (7) 意見聴取業務
- (8) 展示業務  
〔観賞温室第1室〕〔観賞温室第2室・3室〕〔情報センター、園地等、その他〕
- (9) 普及啓発業務
- (10) 調査研究業務
- (11) 広報業務
- (12) 自主事業
- (13) 地域・住民との連携業務、関係機関との連絡調整

### 3 施設、設備及び備品等の管理

- (1) 維持管理業務  
〔清掃〕〔巡視点検〕〔一般施設の維持管理〕〔管理事務所の管理〕  
〔物品の使用・管理〕
- (2) 樹木等植物育成管理業務  
〔観賞温室内植物管理〕〔栽培温室、育種温室管理〕〔園地管理++〕

### 4 適切な管理と安全を確保できる組織・体制

- (1) 管理運営体制
- (2) 職員の能力向上
- (3) 安全対策・緊急対応
- (4) 記録等の作成及び保管

## 1 管理運営方針

国際総合学園・都市緑花センターグループ（以下、当グループという）は、平成23年のグループ結成以降、双方の強みをいかしつつ、様々な花木が咲き誇る植物園の創出、学校教育や生涯学習の場の提供、新潟県の花文化や基礎科学の進展のための調査・研究、そして、年々重要性を増していく地球環境保護・保全の一助となるため植物の保全に取り組んできました。

### 【これまでの主な取り組みや成果】

- 全国に誇る規模のツツジ属植物の収集
- 新潟県特産花木の植栽、展示による普及
- 国内外の植物園や研究機関とのネットワーク形成
- 県内外の絶滅危惧植物の生息域外保全
- 都市緑化に関する団体や専門家とのネットワークと連携による緑化普及活動
- 日本の植物園では例がない、子どもの教育を目的とした新しいエリアの創出

これらの取り組みにより、新潟県立植物園は、ほかでは見られない新潟らしい特徴をもち、かつ日本を代表する植物園へと成長しています。

### 総合的な管理運営方針 ～進化し続ける植物園～

当グループは、「新潟県の都市公園のあり方」および「新潟県立植物園が目指す植物園像」を踏まえ、「四季を通じた観賞」、「教育・普及」、「貴重な植物の保全」、「調査・研究」を植物園の使命ととらえています。これらをさらに推し進める取り組みに「都市公園としての機能の拡充・進化」を加え、時代とともに進歩する様々な技術と変化するニーズを柔軟に取り込みながら、『進化し続ける植物園』を力強く推進していきます。

令和3年度からの5年間においては、「植物を通じた教育・普及とツツジ属植物コレクションの活用」を主軸に4つの使命を果たし、社会的意義を高め、より価値のある植物園へと、新潟県立植物園を発展させます。

#### ① 教育・普及 ～多様な学びの場を～

植物園を利用する様々な層のニーズを満たす教室や企画、展示を展開し、学びの場を提供するとともに、新たな利用者層の獲得を目指します。

##### ア) 子どもと自然をつなぐ

幼年期に自然とふれることは、生涯にわたる環境への理解に大きくかかわるとされ、植物園は自然とのふれあいの場として機能することが期待されています。

当園では、おやこが植物を通じて、楽しみながら自然を学ぶことのできる新しいエリア「おやこ植物園」（第3室1階の一部及びそこから連続した屋外エリアの一部）の運用を開始しています。これまででも、おやこが楽しめる、植物に関連した体験企画を実施してきました。

今年度は、おやこで「一緒に体験すること」をより強く意識したプログラムを実施し、子どもの幼年期の情操教育の一助や、おやこのきずながより深まることを目的として、子供と自然をつなぐ取り組みをこのエリアで推進します。

### イ) 身近な植物からのアプローチ ～緑化推進の拠点として～

これまでは、植物園で行う各種教室のほか、花や緑の専門家を県内各地に派遣しての教室実施、緑化団体の活動助成、“コーヒー”に着目した市民参加の緑化活動の展開などを進めてきました。令和5年度は、園内で実施する花と緑の教室や園外への出張講座に力を入れて取り組みます。また、都市緑化については、コーヒーだけでなく、各地域の自然に焦点をあて、その地域の自然を生かした緑化活動も進めていけるように調査し、実施します。

### ② 世界に誇るツツジコレクション ～ロードデンドロン・ガーデン～

当グループは、新潟の花弁産産を語る上で重要なアザレア、ツツジ、シャクナゲなどのツツジ属植物（ロードデンドロン）について、世界でも有数の種・品種数を収集してきました。このコレクションをさらに充実させることで、美しさだけでなく科学的資料としての意義を持つ、世界屈指のツツジ植物園を目指します。

- ・アメリカ国立樹木園が選別した、幻のクルメツツジ “ウィルソン 50” を含むツツジを用いたツツジ園整備
- ・日本一のアザレアを（公社）日本植物園協会「ナショナルコレクション」に申請・登録、より価値のある財産に
- ・新潟県産シャクナゲの品種すべてを収集・植栽、より華やかで特徴あるシャクナゲ園の整備

### ③ 植物園の役割の強化 ～連動して進化する～

植物園の使命である4つの項目は相互に深く関連し合い、1つの発展はその他3つの発展につながっています。その1つである「教育・普及」を強化し、他の使命も発展させるとともに「緑化推進の拠点」として、世界に誇る「ロードデンドロン・ガーデン」を充実させるべく、以下のような様々な事業を展開していきます。

- ・貴重な新潟の園芸品種を植栽【観賞】
- ・ツツジ属植物等収集植物の健全育成に関する研究【観賞】【調査・研究】
- ・植物園独自の新品種の種苗登録【調査・研究】
- ・自然史資料としての植物標本の収集・保存【調査・研究】
- ・環境省と日本植物園協会が製作する生息域外保全情報管理システムへの開発協力【保全】
- ・県内産の野生植物や絶滅危惧植物、園芸品種の収集・保全【保全】
- ・子どもと自然にかかわる研究【調査・研究】

## 2 利用促進やサービス向上及び調査研究

### (1) 環境への配慮

#### 【低炭素・循環型社会の実現に向けて】

##### ① 光熱水使用量の削減

植物管理に使用する光熱水量は大規模であり、季節変動などに大きく左右されますが、植物の在庫管理や適切な配置、気候に合わせた灌水時間設定等により、できる限り効率的に行えるよう努めます。

また、事務活動や利用者のためのインフラ整備を進め、削減行動を推進します。

- 水道のセンサー付き蛇口への取り換え
- 園内の施設における電気のLEDへの交換
- 事務業務機器、照明等の適切な電源管理

※水道蛇口 18 か所、電灯 1,182 か所のうち、使用頻度が高く効率的に削減できる箇所から随時入れ替えていきます。

## ② 環境に配慮した物品の購入

事務活動等に使用する各種物品についてできる限り環境に配慮したものを調達します。

- 古紙パルプ配合率 70%以上の紙、グリーンマーク認定商品、エコマーク認定商品の使用
- 可溶性粘着剤やインク等、環境に配慮した物品の使用

## ③ リサイクル等資源の有効活用や適正な処理

- ・事務所内では、裏紙の利用や封筒・ファイル等の再利用等、資源の有効利用を行います。植物を運搬するのに使用したプラスチックトレーや鉢などは、展示補助資材として再利用します。再利用できない植物については、教材等としての活用や配布を行い、緑化の普及に活用します。
- ・ごみ資源の分別を適正に行い、壊れたプラスチック鉢等の数量の多い廃棄物や大型の廃棄物は産業廃棄物として、適正に処理を行う業者に依頼し、マニフェストにより最終的な処理の確認を行います。
- ・園内で発生した刈草や剪定枝、鉢から出た残土等は、堆肥やチップ、土壌改良材として園内で再利用します。園外へ排出する場合はリサイクル業者へ委託します。

## ④ 職員教育、利用者への協力依頼

事業に関わる環境に配慮した行動について職員への指導を徹底するとともに、来園者に対しては、自らができる環境に配慮した行動として、手洗い等を利用する際の節電・節水など省エネへの協力を呼びかけます。

## 【地球環境保護のために】

### ① 自然環境保全への取り組み

植物園は絶滅危惧植物の生息域外保全を行うことができる施設であり、その役割を担うことが保全活動を行っている様々な団体や機関から期待されています。今後も、各種団体と協力した生息域内保全と並行し、生息域外保全の場として機能させていきます。

### ② 帰化植物への対応

植物園は国内外から観賞や保全を目的として、多種多様な植物を導入する施設であることから、帰化植物を生み出す危険性の高い施設として認識しています。(公社)日本植物園協会と共に作成した「外来種の導入・栽培に関するガイドライン」(平成 28 年)に沿い、駆除や逸出防止、普及啓発に取り組みます。

### ③ 環境教育 ～未来の地球のために～

企画展示や園内で開催される教室、県内各種学校等での様々な教室、シンポジウム等において、自然環境保護の啓発を行い、当園が取り組んでいる保全の活動を紹介し、その重要性を伝えます。

子ども向けエリアにおいては、子どもの環境観を育てる場としての機能を意識していきます。

## (2) 県内産業振興や雇用への配慮

### 【県内産業振興の取組】

#### ① 花卉産業 ～「美しさ」と「歴史」そして「新しい品種」～

- ・新潟で生産されている花卉の『美しさ』と、受け継がれてきた生産者の高い技術や熱い思いがこめられた「歴史」を、園内の植栽や展示等を通じて県内外へ発信します。
- ・花卉産業の発展には、新潟県の新しい財産となりうる『優秀な新品種の育成』が不可欠です。当グループでこれまでに収集した4,000種類以上の植物をもとに、植物園独自の新品種作出に取り組むとともに、保有植物の情報を、県の研究機関や地元大学、生産者組合などと共有し、これまでにない特徴を持った魅力ある新品種の作出に協力することで、県内の花卉園芸産業の振興に努めます。

#### ② 食品産業 ～植物からのアプローチ～

- 米や野菜、果物などの農業がさかんな新潟県は、酒や米菓など米に関するものをはじめ、菓子、発酵・保存食などの食品産業が盛んです。それらの食品と植物を関連付けた有用植物等の展示を企画し、植物の可能性からアプローチした新しい商品開発などを業界企業とともに考案し、食品産業へ貢献できるよう努めます。

#### ③ 伝統工芸 ～気候・風土が産んだ数々の名品～

- 新潟県には、麻織物（小千谷市・南魚沼市）、しな織（村上市山北地域）、漆器（新潟市）、たんす（加茂市）など、植物と密接に関連した伝統工芸が数多く存在します。それらの伝統的な工芸品を展示等により植物を通して紹介することで、伝統的な文化の保全と工芸産業の振興に取り組めます。

#### ④ 県産材の活用

- ベンチや子ども向けエリアの木製品の導入、更新などに際しては、越後杉などの県産材を活用します。

### 【雇用確保の取組】

#### ① 誰でも働く機会がある植物園

- 県民の雇用機会の創出として、“新潟市周辺在住者”を優先的に採用します。また、雑草の成長期など作業量が増加する時期には、重点的に中高年齢者を活用します。

#### ② 県内企業の活用 ～間接的な機会への寄与～

- 園内の施設設備や植栽管理等で、直営では実施することが難しい業務について、新潟県内に本社または主たる事務所を置く企業に優先的に業務を発注します。

### (3) 事業評価業務

#### ① 内部評価 職員による評価

- ・本事業計画書に基づき、各事業内容を数値化した目標を設定
- ・目標値と実績値の比較により進捗状況进行评估
- ・資金計画においても、適切な運営ができていたかを評価
- ・利用者のアンケート結果についても数値化し、評価
- ・達成された項目の割合を5段階評価

#### ② 外部評価 植物園評価委員会による評価

- ・植物園の業務に関連の深い周辺施設、地元商工会議所、教育関係、学識経験者、緑化団体等の5名程度で構成される評価委員会を組織
- ・内部評価の評価結果に基づき、評価委員会において、客観的、総合的に評価
- ・評価委員においても、内部評価と職員からの聞き取りによる内容を踏まえて、事業の内容を5段階評価
- ・経理面においては、公認会計士による外部監査を実施し、適正な会計処理が行われているか評価し、評価委員会に報告

### (4) 利用促進業務

#### ① 達成目標（目標人数）

- ・観賞温室 入館者数 96,000人
- ・公園内 入園者数 260,000人

#### ② 達成目標（利用料金収入額）

- ・有料公園施設利用料 23,440,000円  
(内訳)
  - 温室入館料 23,040,000円
  - 研修室使用料 400,000円
- ・行為許可利用料 450,000円

【上記目標達成のために】 ※具体的な内容は「2(8) 展示業務」の項に記載

#### ■ 観賞展示温室第1室

「植物本来の姿に触れ、生物多様性、人間と植物のかかわりを知る」をテーマに、いつ来ても新しい発見がある展示を行います。

#### ■ 観賞展示温室第2室

植物園のコレクションとグループのネットワーク、職員の技術を結集した企画展示、季節の植物や植物に関連した作品展示を実施するほか、他エリアの展示と連動した展示を進めます。

#### ■ 情報センター、園地等

無料エリアである園地や情報センターには、散策や休憩、親子のレクリエーションなどさまざま

まな利用目的の方が訪れます。植物への興味がある・なしに関わらず、訪れた人が植物の魅力を感じられるよう、また、植物園を訪れたことが植物に興味を持つきっかけとなるよう、展示の実施及び充実を図ります。

#### ■ 開園 25 周年記念事業

25 周年記念を起点として試行的に実施するもの、令和 5 年度のみ単発で実施するものなど、同年度に置いて、力強い集客を図るために以下の取り組みを実施します。

- ・周年事業 P R のためのロゴ・フライヤーの作成
  - ・テレビ番組との連動した企画展示
  - ・第 1 室と第 2 室での企画展示の同時開催（夏休み）
  - ・新しい展示・企画の誘致・創出
  - ・月一回程度の夜間開園の実施と同時に婚活イベントの開催
  - ・展示・イベントの名称など、打ち出し方の工夫
    - 例) シャクナゲ・ツツジ展 → ぼくがシャクナゲなことを君はまだ知らない
  - ・より多くの方が利用できる新しい運営・サービス、営業活動
    - 例) 勤労感謝 DAY ; お仕事をされている皆様が無料の日
  - ・新しい休館日設定：月曜日 → 火曜日
  - ・新規の営業活動の実施：放課後等デイサービス、老人ホーム、秋葉区内の施設への営業活動
  - ・結婚式前撮り撮影の誘致による利用者の誘導
  - ・旅行業者との連携による新規利用者（一般旅行、学校遠足など）の誘致と定着
  - ・SNS でのクーポン配布などによる利用者の誘導
  - ・地域企業等との新しいパートナーシップ
  - ・アルビレックス新潟 J 1 昇格記念応援企画
  - ・プロスポーツ選手の招聘とパフォーマンス披露、講演等
  - ・スポーツイベント参加者の植物園への誘導
  - ・広報活動の強化
- \*この他に 25 周年に関連して実施する事業は年度内において、協議しながら進めていきます。

#### (5) 供用日・供用時間及び利用案内業務

## ① 供用日・供用時間

### ア) 園地

供用日：常時開放

### イ) 観賞展示温室

供用日：4月1日から12月27日まで及び1月4日から3月31日まで

但し、月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）を除く

※9月13日から3月31日までは火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）休館に変更協議予定

別途、臨時休館、開館あり

供用時間：9時30分から16時30分まで（入館締切は16時）

※また、利便性・サービスの向上等を目的に、以下のとおり、供用日及び時間の変更を行います。

#### a) 供用日の変更

展示入れ替えに伴う休館日の振替

観賞温室第2室で行う企画展示の入れ替えは大規模な作業となるため、通常休館日および翌日または前日の2日間を入れ替え作業に充てます。なお、臨時休館日分は他の週の月曜または火曜に臨時開館し、年間の供用日数の変更は行いません。

#### b) 供用時間の変更

夜間開園に伴う開館時間の延長

・お盆時期 8月14日（月）・15日（火）閉館時間20時30分

・ハロウィーンイベント 10月28日（土）閉館時間20時

・クリスマス時期 12月23日（土）・24日（日）閉館時間19時30分

・毎月満月の夜 延長時間は季節により変動 閉館時間19時30分～20時30分

### ウ) 駐車場

開放時間：一般駐車場：常時開放、身障者駐車場：常時開放

## ② 利用案内業務

### ア) 観賞展示温室

入館券売場にスタッフ1名以上が常駐し、発券業務及び利用案内を行います。

常駐時間 9時30分から16時30分まで

### イ) 花と緑の情報センター

常時、事務室スタッフが3名以上常駐し、研修室、園地等の利用案内を行います。

開所日 年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日

開所時間 8時30分から17時15分まで

## ③ 利用の禁止、制限業務

公園の破損や公園で工事を行う場合などには、公園の安全又は公園利用者の危険防止のため区域を定めて、当該区域の利用を禁止又は制限します。

(6) 利用料金の徴収等業務、有料公園施設の運営業務、行為許可業務

① 利用料金

ア) 観賞展示温室

a) 通常時

区分			料金
個人	児童等	1人につき1回	100円
	高校生・学生		300円
	シルバー (65歳以上)		500円
	その他		600円
団体	児童等		100円
	その他		480円
定期券による 使用	児童等	1人につき6月	設定なし
	その他		1,200円
	児童等	1人につき12月	設定なし
	その他		2,000円
回数券による 使用	児童等	個人による通常使用5 回分に相当する使用 分につき	設定なし
	その他		2,500円 (5枚をグループ で分割使用可)

また、上記のほか、以下の料金変更を行います。

新潟県内の保育所等が行事で園児を引率する場合の引率職員	無料
新潟県内の小中学校が行事などの校外活動で利用する場合の児童・生徒	無料

b) イベント等開催時

対象日	内容
シルバーデー 敬老の日・9月第3月曜	65歳以上入館料無料
開園記念日 12月1日の直近の休日	入館料無料
(料金変更協議予定) 夏休み特別展示 7月12日～9月10日	入館料上乘せ料金 大人・シルバー 400円 児童等・高校生・学生 200円 定期券 200円

※但し、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、実施することが適切でないと判断した場合には中止することがあります。

c) 各種割引等

- ・近隣施設間の相互割引  
新潟市新津美術館、新潟市新津鉄道資料館及び新潟県立植物園の3館で行っている割引。いずれかの施設の半券提示で団体割引適用。
- ・県実施事業「にいがた消防団員サポート制度」  
パスポート提示で団体割引適用。
- ・JAF 割引  
JAF 会員証提示で団体割引適用。
- ・県民手帳割引  
県民手帳提示者は本人を含む5名まで団体割引適用（令和5年12月末までを予定）。
- ・マイナンバーカード割引  
マイナンバーカードの提示又は申請
- ・周辺施設等利用者割引  
新津フラワーランド、道の駅利用者へ配布する割引券提示で団体料金適用
- ・シャクナゲサポーター割引  
会員証提示で団体料金適用
- ・25周年記念企画「温泉宿泊客招待券配布」  
25周年の年度内、指定の温泉郷の宿泊客は招待券配布

イ) 研修室

区分		料金
全面	午前（9時～12時）	4,900円
	午後（13時～17時）	7,200円
	全日	12,100円
	1時間	1,900円
片面	午前（9時～12時）	2,450円
	午後（13時～17時）	3,600円
	全日	6,050円
	1時間	950円

ウ) 減免基準

新潟県都市公園条例及び地域機関委任事務（土木建築関係行政事務）処理要領のとおり。

② 利用料金の徴収方法

原則現金前納とします。但し、以下の場合は後納できるものとします。

（納入期限：利用日から30日以内、振込可）

- ・国・県及び地方公共団体等が申請者（利用者）である場合
- ・コンサート等の複数日使用する大規模イベントである場合
- ・あらかじめ契約を締結している場合（旅行会社との観光者斡旋契約）

③ 有料公園施設の運営業務

ア) 観賞展示温室

供用日及び供用時間は前述のとおりです。来館者には対面により入館券の販売を行います。団体予約の受付は花と緑の情報センターにて開所時間内に電話及び対面により受付を行います。

#### イ) 研修室

花と緑の情報センターにて開所時間内に電話及び対面により受付を行います。

#### ④ 行為許可業務

下記の行為について、県が定める基準に基づき許可に係る事務を行います。

- ・物品を販売し、又は頒布すること。
- ・競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- ・募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- ・ロケーション又は業としての写真の撮影をすること。

### (7) 意見聴取業務

#### ① 目的別アンケートの実施

利用者属性（年齢・性別・居住地など）、来園動機・情報源、満足度、全般的な要望・意見を主項目としたアンケートを引き続き行います。

- ・温室内常設アンケート
- ・教室参加者アンケート
- ・県立都市公園利用者アンケート

#### ② 日常業務における情報収集

入館券販売時や巡回時に利用者からの聞き取りを開館日に行います。

#### ③ ボランティアからの情報収集

各種ボランティアから要望、意見を募ります。

#### ④ 地域連携活動を通じての情報収集

近隣団体・施設や花卉生産者等との連携活動の中で情報収集を行います。

#### ⑤ 植物園評価委員会での意見

学識経験者、緑化関係者、教育関係者等からなる評価委員会で要望、意見をいただきます。

#### ⑥ ホームページ上での意見収集

ホームページ上の「お問い合わせフォーム」により意見・要望を受け付けます。また、ご意見箱ページを設け、園内各所にそのページにアクセスするコードを掲出します。

#### ⑦ SNS 等での反応の確認

SNS 等で植物園名等を検索（エゴサーチ）することにより、SNS 等での反応結果を分析し、実際に植物園を利用した人の視点や反応を探ります。

## (8) 展示業務

### 〔観賞展示温室第1室〕

#### ① 企画展示と連動したクローズアップ植物展示

企画展示テーマの植物で熱帯植物ドーム内にある熱帯産のものに焦点を当て、紹介、解説します。  
例) シャクナゲ、ツツジ、食虫植物、洋ラン、コーヒー、カカオ等

#### ② 有用植物エリアの拡充

ふだん利用している熱帯の果樹や香料植物などの有用植物を植栽、育成し、生きている姿を見ていただけるエリアを拡充します。

企画展示やカフェにも展開しているコーヒーノキの収集、植栽を進めます。さらに、それらを取り巻くフェアトレードやアグロフォレストリーなどの社会的側面、環境保護的な側面を学ぶことのできる展示を行います。

#### ③ 熱帯植物ドームでしか見られない植物に出会える展示

ヒスイカズラ、パラグアイオニバスなど人気の高い植物、世界一大きな花を咲かせるショクダイオオコンニャク、国内初導入の花木エメノプテリスなど、話題性のある熱帯植物の開花・結実に取り組みます。

夏の夜間開園時には、ふだん目にすることができない夜に咲くサガリバナやバナナなど熱帯植物を紹介します。

また、開花期の長い熱帯産草花、花の少ない時期に彩りを補うカラーリーフ植物を導入するとともに、解説パネルや注目ポイントの表示などにより、いつ来ても楽しめる展示とします。

#### ④ 25周年特別企画「満月の夜の夜間開園」

25周年の特別企画として、毎月の満月の夜に夜間開園を実施します。同日は温室内をライトアップし、演出します。

### 〔観賞展示温室第2室・第3室〕

#### ○ 第2室企画展示

第2室では、保有植物を公開する「コレクション展示」、季節の行事や長期休暇に合わせた子どもを主な対象とした「シーズン展示」、人と暮らしに関連のある植物にフォーカスした「文化・教育展示」を行います。

25周年にあたる今年度は、特別展示として、初夏に「牧野富太郎展」、夏に「恐竜と花展」を開催します。夏休み期間の人気企画展示である食虫植物展は第1室で開催します。

このため今年度の企画展示は年10回の開催となります。

- ・ シャクナゲ・ツツジ展 4月1日～5月14日

※令和4年度末からの継続

※4月1日～4月9日は「スプリングガーデン」として告知。

- ・ 牧野富太郎展 5月17日～7月9日
- ・ 恐竜と花展 7月12日～9月10日
- ・ 食虫植物展 7月12日～9月10日 ※第1室で開催
- ・ 秋展 9月13日～11月19日
- ・ クリスマス展 11月22日～12月26日

- ・新春展（第1部、第2部） 1月4日～2月4日
  - ・アザレア展 2月7日～3月3日
  - ・チューリップ展 3月6日～3月24日
- （・シャクナゲ・ツツジ展 3月27日～5月中旬、3月27日～4月初旬はスプリングガーデンとして告知）

### ○ 水中庭園

水中庭園については、環境で異なる水草の形態の違いや日本・新潟の水草、東南アジアの水草の展示及び解説を行います。観察の動機付けや生態系の理解のため、エビや魚などの水生動物を合わせて展示します。

### ○ 第3室展示

#### 【おやこ植物園】

屋内花壇では、第1室に植栽されている熱帯の植物や、屋外エリアに植栽する苗の育成、ドングリなどの木の実の芽生えや、ふだん食べている野菜の姿を、子どもが栽培に参加しながら観察できるような植栽展示を行います。また、模型や子どもたちが工作などで作った作品を展示するスペースを設けます。

#### 【住宅展示エリア等】

- ・花や緑に関連した作品の展示などにより、植物や園芸に関する文化活動の紹介や花や緑のある生活の提案を行い、県内園芸情報の発信、花や緑の普及啓発につなげます。
- ・植物園の調査研究の成果や、大学等他機関の研究成果などを紹介し、当園を含む各機関への県民の理解が深まるよう積極的な情報発信に努めます。
- ・第3室2階スペースほかを利用して、洋ランなど人気の高い植物やクリスマスローズなど季節を感じられる植物のほか、県内の生花店が作成した花のデコレーション等を展示します。

### 〔情報センター、園地等〕

#### ○ 情報センター

- ・春 春の大つばき展（新潟県花つばき協会）  
植物標本展示（共催：新潟大学）  
大山野草展（共催：新津フラワーランド等）
- ・冬 クリスマスイルミネーション

#### ○ 園地

- ・秋 ハロウウィン展示
- ・冬 クリスマスイルミネーション展示
- ・早春 イースター展示

## （9）普及啓発業務

### ① 花と緑の相談コーナー

- ・受付時間 9:00～17:00（8時間） ※年末年始を除く毎日
- ・方法 電話、WEB 及び来訪 ※相談受付専用の電話及びWEB フォームを配置
- ・専門相談員配置 2日/週、10:15～15:15（休憩を除く4時間） ※年末年始を除く

### ② 花と緑の教室

年間開催日数 57回（園内45回、出張12回）

### ③ 体験教室

年間開催日数 45回（外部団体講師30回、職員講師10回、セルフ教室5回）

### ④ その他

- ・おやこ植物園のより工夫した運用
- ・観光地等とでの展示による普及・啓発
- ・学校等の校外学習における学習支援、インターンシップ、学芸員実習の対象の拡充

## （10）調査研究

「植物研究センター」において、新潟県を中心とした野生植物や花卉園芸、栽培技術に関する調査・研究を行うと共に本県を特徴づける植物の収集・保全に努め、それらの成果を報告書にまとめます。

### ① 開花・結実調査

- ・これまでの開花結実調査を継続します。その中から、県立都市公園に共通して生育している植物を選び、剪定や施肥、除草などの栽培管理作業のタイミングと開花・結実などの関係性を比較調査し、新潟県内の都市公園などにおける効果的な植栽管理計画を整理します。
- ・熱帯ドームの開花・結実に関しては、特にこれまで開花や結実に至っていないもの、またはしづらいものについて調査を進めます。

### ② 園芸史調査

これまでの調査のために収集した膨大な資料について、目録の作成、展示及び動画配信などによる成果の公開を進めます。

### ③ 自然関連団体の情報収集

自然関連団体の発行する会誌の収集を継続しつつ、「都市緑化に寄与している団体」を対象を広げ、調査を進めた結果を、データベース化し、新潟県内の植物に関する団体の情報を提供できるようにします。

### ④ 植物の収集

以下の植物の収集を継続します。その他の植物は、関連展示、植栽等の際に収集を進めます。

ツツジ属…ツツジ園の充実と生息域外保全、科学的な研究材料としての保全

熱帯地域の植物…熱帯ドームの継続的な進化

スイレン属…新潟大学などとの共同で、園内の池を活用

新潟県内の絶滅危惧植物の網羅的収集…種子・生体・標本等、形状を問わず約600点/5年

### ⑤ 新潟を特徴づける植物の研究

#### ア) 植物標本データベースシステムの構築

大学や県内の専門家などと協力しつつ、植物園が保有する植物標本等の情報をまとめ、発信できるようにします。

#### イ) 新潟県自然史のまとめ

植物標本情報等をもとに、新潟県の植物の時間的・空間的な資料を取りまとめます。

#### ウ) ツツジ属の系統解析や園芸種の起源に関する研究

ツツジに関する研究については、外部団体や大学等との提携・連携により進めます。

エ) 新潟県の花弁産業発展への寄与

新潟大学や園芸研究センターなどの協力による新品種開発や、新品種の登録を目指します。

オ) 新潟県園芸植物遺産の保全

園内のアザレアコレクションのナショナルコレクションへの登録を目指します。新潟県内に残る伝統園芸植物などについても調査を行い、同様に登録を目指します。

カ) 新潟県の自然環境保護上重要な環境の保全

これまで行ってきた新潟市の佐潟や十二潟、魚沼市大芋川等の自然環境保全が必要な地域についての保全指導等を継続する他、県内の保護上重要な環境を調査すると共に保全活動への協力を行います。

⑥ 絶滅危惧植物の保全

(公社) 日本植物園協会の植物多様性保全拠点園として、環境省や全国の植物園、海外の植物園と協力しながら、絶滅危惧植物を保全し、生育域外保全及び生育域内保全について、現地の生態調査や栽培試験、種子採集・保存などを通して進めます。

(11) 広報業務

① 広報誌の発行

ア) 広報誌「ぼたすけ」(年4回)

WEBでの配信と園内配布。

イ) 催事案内チラシ(年4回以上)

季節ごとに展示、教室、イベント等の催し物情報を掲載したチラシを発行します。

ウ) おさんぽマップ(年6回)

見どころや楽しみ方を紹介するマップを園内で配布します。ホームページでも公開します。

② パンフレット等

ア) 利用案内パンフレット

温室利用案内、園内平面図、開花カレンダー等を記載したパンフレットを常備します。

\*英・中・韓・露の外国語パンフレット作成済;HP配置。

25周年記念リーフレットを作成し、配布します。

イ) 温室内エリア別パンフレット

熱帯植物や水生植物の解説パンフレットを用意します。また、子ども向けパンフレットを作成します。

③ インターネット

ア) ホームページの改修、更新

イ) SNS(フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、YouTube、LINE)の活用

ウ) タウン情報サイトや観光情報サイトへの情報提供

④ その他

各マスメディアへ、珍しい植物の開花や展示やイベント情報など、県庁記者クラブの棚入れを通して、プレスリリース毎月1回以上行い、取材を誘致します。

ア) 新聞

企画展示など、効果的な連携を図り、積極的な露出を行います。

イ) テレビ・ラジオ・雑誌等

無料広告枠の活用のほか、番組協賛、CM等の有料広告を掲出します。

クイズ番組などへの資料提供などの依頼に積極的に対応します。

ウ) イベント等

道の駅、文化施設などとの連携企画等を通じてPR活動を行います。

エ) 講師業等

行政や学校、各種団体主催の講演会・講習会での講師業務を通じてPR活動を行います。

オ) その他

- ・国際総合学園、都市緑花センター、アルビレックス新潟などとの連携により、幅広い広報を行います。
- ・商工会議所や温泉組合、観光関連団体との協力により新たな来園者の確保に努めます。

## (12) 自主事業

### ① 物販事業

ア) 植物

展示を觀賞した来館者から要望が多い食虫植物や洋ラン等の植物を販売します。

イ) 県内作家の植物素材クラフト

県内作家によるハーバリウムや木工細工など、体験教室講師の作品で人気の高いクラフトを揃えます。既製品だけでなく、購入者自らが作れるキットも販売します。

ウ) その他

福祉施設が作った菓子、展示に連動した商品などの販売、オリジナルグッズなどを製作し販売します。

### ② カフェ営業

土曜、日曜、祝日（平日臨時営業あり）及びイベント時に委託により営業を行い、来園者の休憩の場としてコーヒーや焼き菓子等を提供します。

### ③ 自動販売機の設置

飲料、アイスクリームの自動販売機を無料休憩エリア及び園地に計8台設置し、来園者の利便性の向上を図ります。

### ④ その他事業

ア) イベントの開催

- ・シャクナゲまつり…4月29日～5月7日
- ・夏の植物園まつり…8月14日・15日（夜間開園日）
- ・秋の植物園まつり・新潟県都市緑化フェア…10月9日
- ・冬の植物園まつり…12月23日・24日（夜間開園日）
- ・サンクスフェスタ…3月17日

※上述のほか、花と遺跡のふるさとフェスタ、ラーメンイベント、キャンプ・アウトドアイベント、ハロウィンイベント、毎月の夜間開園、イースターイベントなども実施予定。

※但し、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、実施することが適切でないと判断した場合には中止することがあります。

イ) シャクナゲサポーター制度

世界屈指のツツジ属コレクションを目指し、一緒に育て魅力を発信してくださるサポーターを募集し、サポーターの協力を得ながらシャクナゲ園をさらに魅力あるものにして「ロードデンドロンガーデン」を育てていきます。

ウ) およこ植物園

およこ植物園では、利用者から、エリア充実のための協力金を募り、エリアの運用資金として活用します。

### (13) 地域・住民との連携業務、関係機関との連絡調整

#### ① 近隣施設、団体との連携

ア) 花やイベントを通じた地域との交流

秋葉区や新津観光協会、近隣施設と連携して行うイベントや共通割引、招待券配布などを通じて、地域振興を図ります。

イ) 教育の連携

地元の教育施設と連携をとり、県民の植物・科学への関心向上に努めます。

ウ) 園芸産業振興

植物愛好団体や生産者団体と連携して、展示会を開き、発表や情報交換の場とします。

エ) 非常時の連携

災害時などにおいては、関係機関、近隣施設との情報交換を行えるような連絡体制を備えています。

#### ② ボランティアとの連携

園内の植物の管理、展示解説、標本などの資料整理のほか、登録者に対して技術指導、植物解説会を行うことで、やりがいある活動の場として充実させます。

#### ③ 関係機関との連絡調整

県、市町村、学校、近隣施設等との連絡調整を随時行うとともに、これらから公園の管理運営に関し協議を求められた場合は、積極的に対応します。

#### ④ その他関係機関との連携

ツツジ属の研究を行う島根大学や植物園自然保護国際機構など国内外の研究機関や新潟大学など地域の大学との情報交換、地元生産者などとの研究材料の交換や、展示植物の借入れなどを継続して行います。各種学校と連携して、職場体験や博物館実習の受け入れを行います。

### 3 施設、設備及び備品等の管理

#### (1) 維持管理業務

##### [清掃]

###### ■ 園地清掃

###### ① 日常清掃

職員による巡視・点検時に、園路の汚損状況を確認しつつ、拭き上げやゴミ拾いを行うほか、不法投棄や危険物などがあつた場合にはすみやかに撤去します。

###### ② 定期清掃

園路や側溝は、月1回、重点的に行うエリアを設定し、洗浄等を実施します。

###### ③ 特別清掃

土・日・祝日の前後にあたる日、植物の見ごろ、イベント日前後等の来園者が通常より多くなる日を中心に、駐車場やエントランス等を日常清掃以上の項目を設けて清掃します。

###### ④ 臨時清掃

台風や大雨などによる突発的な汚損（折れ枝、落葉）は臨時に清掃を行います。

###### ■ 施設清掃（観賞温室、情報センター）

###### ① 日常清掃

温室開館日に、清掃専門の職員を1日2名以上配置し、トイレや床、ガラスなどの清掃にあたります。来園者が触れる手すり、ドアノブなどを清掃時に消毒するほか、研修室の机、椅子などの消毒を実施します。

###### ② 定期清掃

観賞温室は毎月1回、床面ワックスがけ、滝等の特殊施設の清掃を行います。情報センターの床面ワックスがけは年2回以上行います。

###### ■ その他の清掃の取組

###### ① ゴミの分別

新潟市規程により分別排出し、紙などの資源ごみは収集業者へ委託しリサイクルに努めます。

###### ② 廃棄物処理

産業廃棄物（廃プラスチック、廃鉄など）については、専門業者に処理を委託します。

###### ③ 植物廃棄物の再利用

剪定枝や刈草は、たい肥化・チップ化し園内に敷き詰め、草の発生を抑制するなど積極的に利用しています。

###### ④ 清掃専門職員の配置

繊細で、丁寧な清掃を実現するために、清掃に関しては、専門のスタッフを配置します。

##### [巡視点検]

###### ① 日常巡視・点検

・ 日中（8:30～17:15）

救命講習や植物管理の技術を有した職員が、1日2回、園内を巡視・点検します。また、日常的な来園者への声掛けにより、利用者目線での不具合や異常の情報を得ます。

・夜間（17:15～翌日 8:30）

不法侵入、火事などに迅速に対応できるよう機械警備を行います。また園内8か所に現在位置と緊急連絡先を記入した看板を掲示します。

② 定期巡視・点検

月1回、日常巡視・点検以上の項目と体制で行う「定期巡視・点検」を実施します。この巡視・点検は、重点的に巡視・点検を行うエリアを定め、2名以上の職員により行います。

③ 緊急巡視・点検

- ・台風や大雨等の異常気象時には、災害が収まった時点で職員全員により、細部にわたって特別な巡視・点検を行います。
- ・地震が発生した場合には、「緊急時初動対応基本マニュアル」に基づき、被害状況の確認を行います。万が一、危険箇所や施設破損が確認された場合、県や関係機関に速やかに報告し対応を協議しつつ、対策を講じて安全を確保します。
- ・火災や犯罪行為、テロ行為等に直面した場合は、「初動時の対応マニュアル」に基づき、県や秋葉警察署、秋葉消防署等と連携して対応します。
- ・県との連携については、「令和4年4月1日付都整第35号県立都市公園における地震時の対応について（通知）」より、震度4以上の地震が確認された場合、または県からパトロールの指示があった場合ならびに指定管理者が必要と認めた場合、パトロール状況及び結果を報告することとなっているため、これに準じて、迅速・的確に対応します。

〔一般施設の維持管理〕

■ 設備運転監視

① 日常監視業務

ア) 蒸気ボイラー運転監視

蒸気ボイラー3基の稼働時間、ガス使用量、ガス圧、水質、給水量の監視など

イ) その他施設

電気設備、温室天窓・側窓開閉設備、空調設備、衛生設備、ろ過設備、消防設備ほかの運転状況を監視

ウ) 光熱水使用状況

電気、ガス、水道使用量の監視及び記録と花と緑の情報センター事務室内に設置されたデマンド監視装置による短時間電気使用量の監視

エ) その他

巡回などで発見した小修繕の実施

② 定期監視業務

ア) 給水施設

- ・園内の7か所において、塩素濃度、色・濁り、匂い、味、異物等の水質確認（1回/週）
- ・受水槽周りおよび付属設備の点検（1回/月）
- ・一般水質検査、簡易専用水道検査、循環水系水質調査（1回/年）

## イ) 熱源施設

煤煙検査 (2回/年)

### ■ 施設・設備保守点検

#### ① 電気設備の保守

電気事業法に基づき、外部委託により適正な保守点検を行います。また、施設内の照明の交換や軽微な故障については常駐する施設管理技術者と連携して迅速に処理します。

#### ② 給水設備の保守

水道事業法に基づく受水槽の点検、清掃、塩素濃度測定 (毎週) は常駐させている施設管理技術者があたり、簡易水道検査等は資格者及び専門的施設を有する外部検査機関へ委託し、水質を良好に保ちます。

#### ③ 消防設備保守

消防法によって義務付けられている総合点検 (5月)、外観・機能点検 (11月) を実施します。年に2回義務付けられている消防訓練では、消防署の指導のもと、防火扉、非常口を使った来園者の避難誘導、消火訓練、通報訓練に人為的な要素を加え、消防設備の保守にあたります。

#### ④ ボイラー設備保守

観賞温室の熱源となるガス蒸気ボイラーは、植物園の設備の中でも観賞温室内の温度調節を行う重要な設備であるため、有資格者1名が常駐し保守管理にあたります。

また、法定基準外の設備ではありますが、法定に即した点検を年1回、法定に挙げられていない自主的な点検を年2回、さらに煤煙測定を年1回行い、環境の保護に努めます。

#### ⑤ その他

冷温水発生機、冷凍機、自動扉、放送設備、空気調和設備、昇降機などの諸設備の適正な保守管理に努めます。

### [管理事務所の管理]

#### ① 花と緑の情報センターの開所日及び時間

年末年始 (12月29日から1月3日まで) を除く毎日

8時30分から17時15分まで

#### ② 花と緑の情報センターで行う業務

利用案内、行為許可・有料公園施設使用許可申請の受付、企画運営、維持管理、花と緑の相談コーナー開設、緑の図書コーナー開設、ボランティアへの作業指示

### [物品の使用・管理]

使用する県の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたるよう、次に掲げる事務を行います。

- ・数量、使用場所、使用状況等の把握
- ・適正に管理するための物品取扱責任者の設置
- ・物品の故障又は破損時の修理又は修繕、処分の際の県への協議
- ・本来の用途に供することができないと認められるものが生じたとき、亡失又は損傷があったときの県への報告

## (2) 樹木等植物育成管理業務

### [観賞温室内植物管理]

#### ■ 観賞温室第1室（熱帯植物ドーム）

##### ① 開花、結実のための管理

他の植物園と情報交換しながら栽培技術向上に努め、観賞価値の高い状態を保つように管理を行うとともに、利用者の目線で楽しめるように剪定、誘引を行います。また、果樹や香料などふだん利用している植物の生きている姿や利用部位を見てもらえるよう育成管理を行います。

##### ② 植物の特性に合わせた管理

バナナやヤシ等の高木の迫力ある姿を見てもらうために、土壌中の水分や養分を適切に保てるよう必要に応じた施肥、土壌改良、中耕を行い、良好な生育を促します。一方で、枝葉が林床を暗くすることにより、低木や草花の生育が妨げられることのないように、良好な光環境を確保するための剪定を行います。高所からの葉や実、葉鞘等の落下を未然に防ぐための剪定、場合によっては伐採を行うとともに、落下の可能性がある場合には、立ち入り禁止措置により安全を確保します。

サボテン、多肉植物等の乾いた環境を好む植物にとっては高温条件が生育の大敵であることから、極力水はけ、通風などに配慮し、必要に応じて栽培温室等で育成したものを展示します。

##### ③ 補植と展示

林床等に開花期の長い熱帯産草花、カラーリーフ植物を補植するとともに、栽培温室や屋外で管理し開花したものを展示するなど、彩りのある状態を維持します。

#### ■ 観賞温室第2室

##### ① 企画展示

展示する植物、季節や天候等の状況に合わせ、灌水、手入れなどの管理を適切に行うことで、植物の持つ魅力を最大限に生かし、テーマを的確に伝えます。

企画展示は期間が長く、温室の構造上、十分な葉水も困難なことから、季節、植物によっては病害虫の発生、枯死などのアクシデントが起きます。過去の実績をもとに適切な灌水や防除、植物の選抜を行うとともに、管理が困難な植物の展示に際しては、できる限り好適な環境や入れ替え用の植物を確保するなど、観賞に影響がないように努めます。

##### ② 水中庭園

日本や世界の多様な水草を通年展示するために、専門家による剪定や補植、施肥などを行うことで、良好な状態で観賞できるように管理を行います。

#### ■ 観賞温室第3室

##### ① 1階花壇部分

子ども向けエリアとして機能させるため、子どもの興味を引き、関心を深めるような植物種を選択し、いつ来ても観察できるよう、播種、株の育成を行います。

子どもが触れる部分であり、極力農薬をつかった防除を避けるため、適切な水管理、初期の捕殺・摘み取り等により、病虫害の発生を抑えるための管理を行います。

##### ② 特別展示

2階の展示スペースでは、洋ラン等、愛好家が育てた特殊な植物を展示することがあるため、出展者との綿密な打ち合わせを行うことで、適切な管理を行います。

## 〔栽培温室、育種温室管理〕

### ① 世界に誇るツツジ属コレクションの進化

- ・ ツツジ属の野生種、アザレア、シャクナゲの収集を進め、ナショナルコレクションの登録を視野に入れた台帳管理、育成管理を行います。
- ・ 農林水産省から依頼を受けて「農業生物資源ジーンバンク」のサブバンクとして収集したアザレアを保全・育成します。
- ・ 世界的にほとんど例がないクルメツツジの品種群“ウィルソン 50”を収集し、育成後に園地に植栽します。

### ② 教育、普及を支える栽培技術

- ・ 企画展示に用いるアザレアやシャクナゲなどのコレクションや、チューリップなど開催に合わせた開花調整が必要です。また、夜に咲く植物や、短日植物の開花のための日長調整などにより、通常の管理では見られない時間、時期の展示が可能です。開花を制御するためには、加温や遮光、照明、保冷等の技術を組み合わせることが重要で、植物の性質を踏まえて設定を行います。
- ・ ショクダイオオコンニャクやパラグアイオニバスなどの熱帯の珍しい植物や有用植物は、教育効果が高いものの、栽培の困難なものや新潟では開花・結実しないものが多くあり、国内の植物園ネットワークや海外植物園との情報交換を行いながら栽培を進めます。

### ③ 貴重な植物を守る

絶滅危惧植物の収集を進め、生息域外保全の場として機能させるとともに、栽培されていない貴重な園芸品種の保全を進めます。これらは、いずれも栽培が難しいものが多いため、性質、状況の把握に努め、これまで培った技術を使って管理します。

## 〔園地管理〕

### ① にいがた花木園

- ・ シャクナゲ園に県内で作出されたシャクナゲの全品種を植栽し、クルメツツジ“ウィルソン 50”を目玉とした再整備を行います。専門家や生産者、造園業者と連携して健全に育成し、美しさ、種・品種数を兼ね備えた日本一の「ロードデンドロン・ガーデン」（ツツジ・シャクナゲ園）として、科学的・修景的な価値の向上を目指します。
- ・ ツバキ園、ボタン園についても、品種の収集・補植を進めるとともに、状態に合わせた管理を行うことで価値を高めていきます。

### ② にいがた自然園

- ・ 県内で収集された由来の明らかな植物の植栽を継続して行うとともに、既植栽植物の育成を進め、教育要素を高めます。
- ・ 平成 5 年に植樹したおよそ 400 本のブナ科の樹木が大きく育っているので、必要に応じて間伐し、林床に多様な環境を作ります。

### ③ 水辺の草花園

教育要素、修景機能を強化するため、新潟県の水辺で特筆すべき水生植物（アサザ、オニバス、ミズアオイなど）の育成を進めるとともに、増えすぎているスイレンやヒシ、ヨシなどの

繁茂を防ぐ方法を検討していきます。

#### ④ 都市緑化エリア

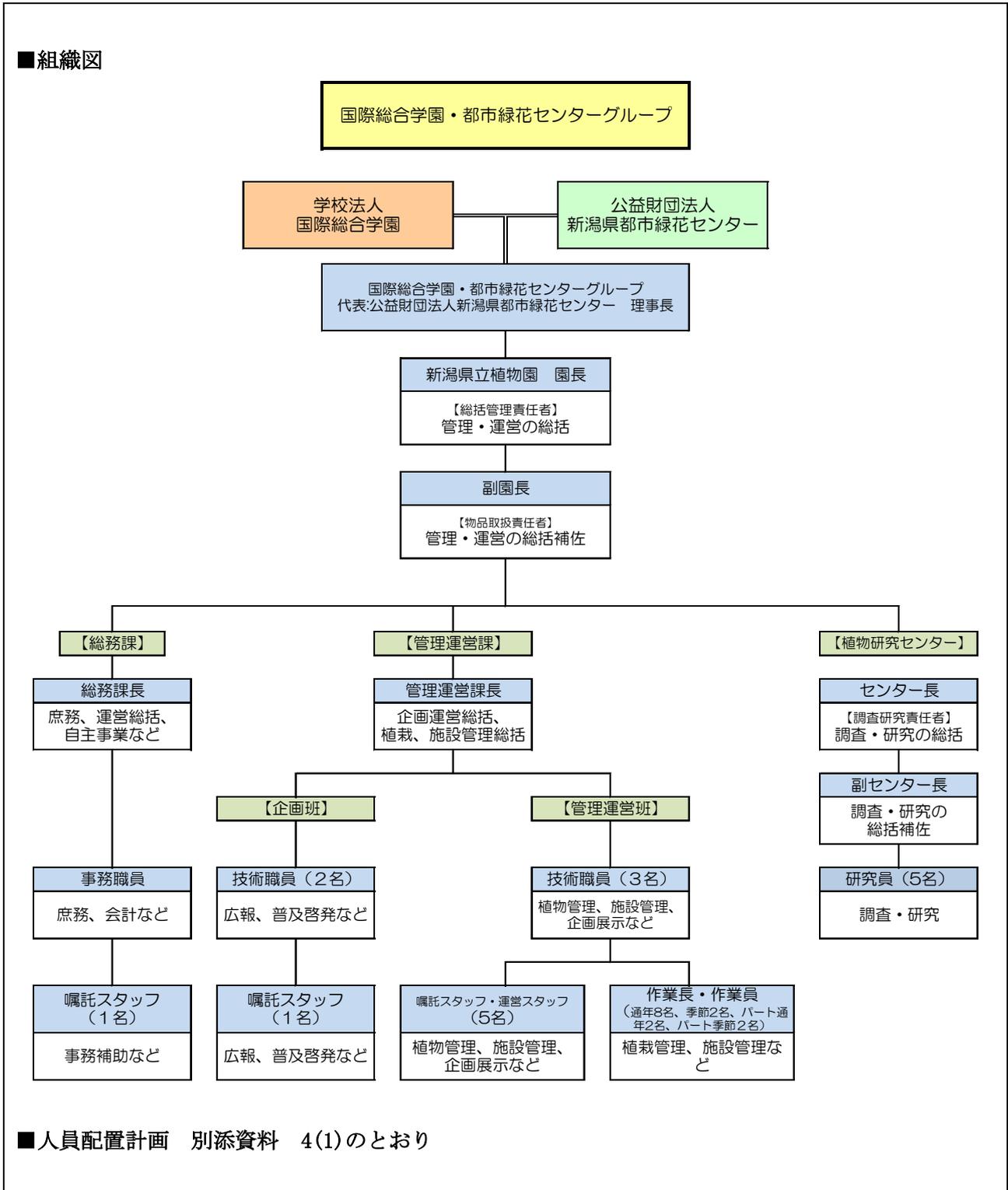
- ・子ども向けエリアの屋外部分は、専門のスタッフによる芝生管理、剪定、刈込、補植等の丁寧な管理を行い、子どもがいつ来ても楽しめるものとしします。著しく危険な箇所や危険な生き物等については、小まめな観察、巡回により取り除きます。
- ・教育要素の高いハーブ園においては、外部団体と協力し植栽管理を行うとともに、新たなボランティアの育成も進めます。

#### ⑤ エントランス広場、芝生広場、駐車場、その他の緑地など

- ・エントランスや園路沿いは、彩りを楽しめるよう、一年草やチューリップ、ダリア等の球根植物を季節に合わせて植えつけます。
- ・芝生広場は、レクリエーションや休憩利用の妨げとならないよう適宜刈り込みます。
- ・駐車場、園路は、人や車の死角を生じないよう適切な剪定や刈込、除草を行います。

## 4 適切な管理と安全を確保できる組織・体制

### (1) 管理運営体制



### (2) 職員の能力向上

質の高いサービスのための接客研修、管理技術向上のための研修を行います。

### (3) 安全対策・緊急対応

#### ① 緊急発生時

「初動時の対応マニュアル」及び「新潟県立植物園 消防計画」に基づき、「利用者の安全確保を最優先にし、各行政機関などと適切な初期対応を図り、被害を最小限度にとどめるよう努めるとともに、関係機関へ速やかに通報します。

機関名	主な連絡・調整事項	連絡体制等対応手順
新潟県	園内の事故等情報、災害時等緊急事態	初動時の対応マニュアル
警察	事件、事故、災害時等緊急事態	初動時の対応マニュアル
消防	災害時等緊急事態	消防計画、初動時の対応マニュアル
保健所	食中毒等発生、犬猫等の放置など	初動時の対応マニュアル

#### ② 発生に備えた取り組み

ア) 救急法教育および AED の設置

実技訓練を年 1 回行い、職員全員が「普通救命講習」を修了します。AED を園内に 2 ヶ所配置します。

イ) 安全衛生教育

安全衛生教育を月 1 回以上実施します。

ウ) 災害・消防訓練

災害・消防訓練を全職員対象に年 2 回実施します。

エ) ガス等漏洩想定訓練

ガス漏れ、灯油の漏洩、薬剤漏洩を想定した訓練を年 1 回実施します。

#### ③ 通常時の安全対策

ア) 園内パトロールの実施

イ) ミーティングによる安全管理状況の確認と徹底

ウ) 注意喚起サインおよび立入禁止柵の設置

### (4) 記録等の作成及び保管

仕様書に基づき公園管理業務の実施に伴って作成・整備した図面、記録類について、汚損、紛失等のないように適切な方法で保存・保管し、県又は県が指定する者に引き継ぎます。